

計画作成年度	平成23年度
計画主体	大宜味村

大宜味村鳥獣被害防止計画

連絡先	
担当部署名	大宜味村役場 産業振興課
所在地	大宜味村字大兼久157番地
電話番号	0980-44-3232
FAX番号	0980-44-3999
メールアドレス	yosimasa@vill.ogimi.okinawa.jp

(注) 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

1.対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ハシブトガラス・シロガシラ・ヒヨドリ・マンゲース
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	沖縄県大宜味村

(注) 1 対象地域は、複数市町村が共同で計画を作成する場合は、該当するすべての市町村名を記入すること。

2 計画期間は、原則として3年程度とすること。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の状況(平成22年度)

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値 (面積:ha,金額:円)
イノシシ	果樹(柑橘類他)	4.6ha : 4,708,800円
	その他(葉・根菜、花卉)	0.5ha : 523,200円
ハシブトガラス	畜産(豚)	3.15ha : 7,012,800円
	果樹(柑橘類他)	0.6ha : 1,314,900円
	野菜(葉・根菜)	0.2ha : 438,300円
シロガシラ	果樹(柑橘類他)	0.3 ha : 657,450円
	野菜類(葉・果菜)	0.1ha : 219,150円
ヒヨドリ	果樹(柑橘類他)	0.4ha : 876,600円
	野菜類(葉・果菜)	0.1ha : 219,150円
マンゲース	工芸作物(さとうきび)	0.1ha : 140,000円
平成22年度 合計		10.05ha : 16,110,350円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額及び被害面積(水産被害は除く。)を記入すること。

(2)被害の傾向

イノシシ

1. 生息状況: 村内全域に生息し、山間部に生息している。近年被害は増加傾向にあり農作物の被害が村内各地で出ている。
2. 被害発生時期: 1年を通じて各農作物の収穫時期を中心に被害が出ている。
3. 被害場所: 村内の山間部地域での経営露地栽培作物での発生が目立っているが、集落内での小規模露地栽培作物での被害も拡大している。
 - ①果樹類では、シークワサーを主体とする柑橘類及びその他果樹での、根・枝・葉・未熟果へのついでみがあり、根荒らし・剥離・落葉・落下することでの収量減被害がある。また、熟果への食害及び、食害による腐敗での病虫害発生による2次被害がある。
 - ②野菜類では、果菜・根菜類での食害及び、食害による腐敗での病虫害発生による2次被害があり、同時に園地内を荒らすので作業労働時間が増えている。
 - ③花卉類では、村内小学校を中心としての発生があり、花壇を荒らしたり児童生徒へ脅威を与えるなどといった被害がある。

ハシトガラス

1. 生息状況: 村内全域に生息し、山間部にねぐらを形成。近年被害は増加傾向にあり朝晩を中心に、日中を通じて村内全体に様々な被害が出ている。
2. 被害発生時期: 1年を通じて各農作物の収穫時期を中心に被害がでている。幼鳥の巣立ち後の時期が最も被害が大きく深刻である。
3. 被害場所: 村内の山間部地域での経営露地栽培作物での発生が目立っているが、集落内での小規模露地栽培作物での被害も拡大している。
 - ①養豚業(畜舎内)での小・親豚への襲撃被害及び、病原菌の媒介も懸念される。
 - ②果樹類では、シークワサーを主体とする柑橘類及びその他果樹での、枝・葉・未熟果へのついでみがあり、剥離・落葉・落下することでの収量減被害がある。また、熟果への食害及び、食害による腐敗での病虫害発生による2次被害がある。
 - ③野菜類では、果菜類での食害及び、食害による腐敗での病虫害発生による2次被害がある。

シロガシラ

1. 生息状況: 村内全域では春から夏は、つがいやファミリーが見受けられ、秋から冬にかけて群れをなして、一定の場所で留まり葉野菜類や柑橘果樹類で被害が出ている。
2. 被害発生時期: 春から夏の被害は少ないが、秋から冬にかけての群れの飛来により多大な被害がでている。
3. 被害場所: 村内の山間部地域での露地栽培作物で被害が多く確認されているが、集落内での被害もあり、拡大の傾向にある。

ヒヨドリ

1. 生息状況: 村内全域では春から夏は、つがいやファミリーが見受けられ、秋から冬にかけて群れをなして、一定の場所で留まり葉野菜類や柑橘果樹類で被害が出ている。
2. 被害発生時期: 春から夏の被害は少ないが、秋から冬にかけての群れの飛来により多大な被害がでている。
3. 被害場所: 村内全域での露地栽培作物で被害が多く確認されており被害が拡大している。

マンガース

1. 生息状況: 生息数は少ないが、村内全域で確認されている。
2. 被害発生時期: 年間を通して少ないが被害があり、特に製糖時期のさとうきびでの被害が多い。
3. 被害場所: 生息数は少ないが、村内全域で被害が確認されており製糖時期のさとうきびでの被害が多い。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害状況、被害地域の増減傾向等)等について記入すること。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付すること。

(3)被害の軽減目標

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	被害数値(現状値 平成22年度 (面積:ha,金額:円))	被害数値(目標値 平成25年度 (面積:ha,金額:円))
イノシシ	果樹(柑橘類他)	4.6ha : 4,708,800円	3.2ha : 3,296,160円
	その他(葉・根菜、花卉)	0.5ha : 523,200円	0.4ha : 366,240円
ハシブトカラス	畜産(豚)	3.15ha : 7,012,800円	2.2ha : 4,908,960円
	果樹(柑橘類他)	0.6ha : 1,314,900円	0.4ha : 920,430円
	野菜(葉・根菜)	0.2ha : 438,300円	0.1ha : 306,810円
シロガシラ	果樹(柑橘類他)	0.3 ha : 657,450円	0.2 ha : 460,215円
	野菜類(葉・果菜)	0.1ha : 219,150円	0.1ha : 153,405円
ヒヨドリ	果樹(柑橘類他)	0.4ha : 876,600円	0.3ha : 613,620円
	野菜類(葉・果菜)	0.1ha : 219,150円	0.1ha : 65,745円
マンガース	工芸作物(さとうきび)	0.1ha : 140,000円	0.1ha : 98,000円
平成22年度 合計		10.05ha : 16,110,350円	7.0ha : 11,277,245円(30%減)

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止計画

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	イノシシ・ハシブトガラス・シロガシラ ヒヨドリ・マングース ①狩猟者による銃器での駆除 ②捕獲器による駆除 ③簡易柵設置	イノシシ・ハシブトガラス・シロガシラ ヒヨドリ・マングース ①申請から許可までの事務処理の簡 素化及び迅速化 ②銃器使用時の住民への周知体制 の強化 ③狩猟に伴う経費負担 ④捕獲箱の維持管理費負担
防護柵の設置等に関 する取組	①生産者負担による簡易防護柵の設置 ②農作物へのネット被覆	①設置に伴う経費の確保

- (注) 1 計画対象地域における、直近3年程度に講じた被害防止対策と課題について記入すること。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入すること。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、防護柵の設置及び管理とともに緩衝帯の整備、追い払い活動、放任果樹の除去、普及啓発等について記入すること。

(5) 今後の取組方針

- ①大宜味村鳥獣被害対策協議会を設置し、大宜味村鳥獣被害防止計画を実践していく。
②捕獲器の適正な運用・維持管理を行うために利用者と委託管理契約を締結し、生息調査や被害状況調査に基づいた捕獲・駆除の実施を徹底し、生態系維持・個体数確保の均衡を図る。
③生息域や行動習慣等の調査実施による事前侵入防止対策への取り組み。
④国頭村・東村との協力連携。

- (注) 被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえて、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載すること。

3・対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①大宜味村鳥獣被害対策協議会員の中から、大宜味村長が適当と認める対象鳥獣捕獲員の指名または任命を行い、駆除を実施。
②大宜味村鳥獣被害対策協議会による捕獲箱の導入および維持管理または、委託管理を行う。
③大宜味村鳥獣被害対策協議会を、その他鳥獣被害対策に関する事項の協議・決定・実施機関とする。
④わなを使用する際は、1日1回以上のわなの見回り点検を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名または任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣体制を記入するとともに、捕獲に関わるもののそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名または任命する場合は、その構成のわかる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	イノシシ ハシブトガラス シロガシラ ヒヨドリ マンゲース	①個体数調整による生息状況調査。 ②銃器による駆除。 ③捕獲箱の導入・整備による捕獲駆除。 ④飛来防止ネット・侵入防止柵整備。 ⑤鳥獣被害対策関係事業の導入。 ⑥狩猟免許取得及び有資格者の育成。
平成24年度	イノシシ ハシブトガラス シロガシラ ヒヨドリ マンゲース	①個体数調整による生息状況調査。 ②銃器による駆除。 ③捕獲箱の導入・整備による捕獲駆除。 ④飛来防止ネット・侵入防止柵整備。 ⑤鳥獣被害対策関係事業の導入。 ⑥狩猟免許取得及び有資格者の育成。
平成25年度	イノシシ ハシブトガラス シロガシラ ヒヨドリ マンゲース	①個体数調整による生息状況調査。 ②銃器による駆除。 ③捕獲箱の導入・整備による捕獲駆除。 ④飛来防止ネット・侵入防止柵整備。 ⑤鳥獣被害対策関係事業の導入。 ⑥狩猟免許取得及び有資格者の育成。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
平成22年度の捕獲・駆除実績・その他推定被害状況を勘案し、捕獲計画数を設定。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	25	25	25
ハシブトガラス	200	200	200
シロガシラ	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
マンゲース	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度を記入する。

捕獲の取組内容
捕獲時期: 通年(生産者・住民からの被害報告を受け駆除する) 捕獲方法: 銃器(イノシシ・ハシブトガラス)、生け捕り式捕獲箱(ハシブトガラス・シロガシラ、ヒヨドリ) 生け捕り式わな(マンゲース) 捕獲予定場所: 大宜味村内全域(ただし、鳥獣保護区を除く)

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所などについて記入する。
2 捕獲などの実施予定場所を記した図面等を作成している場合は、添付する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沖縄県大宜味村	イノシシ・ハシブトガラス・シロガシラ・ヒヨドリ・マンゲース

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当するすべての市町村名を記入する。

4.防護柵の設置その他対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	簡易柵の設置	簡易柵の設置	簡易柵の設置
ハシブトガラス	防鳥ネットの設置	防鳥ネットの設置	防鳥ネットの設置
シロガシラ			
ヒヨドリ			
マンゲース	簡易柵の設置	簡易柵の設置	簡易柵の設置

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は、添付する。

(2)その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	イノシシ ハシブトガラス シロガシラ ヒヨドリ マンゲース	放任園地等の調査・管理指導(落下果実等の除去) チラシ・パンフレット等周知資料の作成 いの垣・簡易柵、防鳥ネットの維持管理
平成24年度	イノシシ ハシブトガラス シロガシラ ヒヨドリ マンゲース	放任園地等の調査・管理指導(落下果実等の除去) チラシ・パンフレット等周知資料の作成 いの垣・簡易柵、防鳥ネットの維持管理
平成25年度	イノシシ ハシブトガラス シロガシラ ヒヨドリ マンゲース	放任園地等の調査・管理指導(落下果実等の除去) チラシ・パンフレット等周知資料の作成 いの垣・簡易柵、防鳥ネットの維持管理

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ追払い活動、放任果樹の除去、普及啓発等について記入する。

5.被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大宜味村鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大宜味村産業振興課	大宜味村鳥獣被害防止計画の作成
JAおきなわ大宜味支店	生産者からの情報収集・鳥獣被害等の調査
JAおきなわ北部地区営農振興センター	作物被害状況の調査・被害量等のデータ集計 生産者からの情報収集・情報提供
北部農林水産振興センター農業改良普及課	鳥獣被害の防除方法の指導・情報提供等
大宜味村区長会	地域住民への情報提供・情報収集
大宜味村議会	地域住民への情報提供・情報収集
大宜味村農業委員会	生産者からの情報収集・情報提供
大宜味村狩猟者会	有害鳥獣の駆除活動 銃器資格者の担い手育成 被害鳥獣の生息調査 鳥獣被害等の調査 生産者からの情報収集・情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
環境省やんばる野生生物保護センター	カラスの生態(生息域・ねぐら)調査 その他野生生物に関する情報の提供
北部市町村鳥獣被害防止協議会	鳥獣被害実態・取組活動等情報の共有
沖縄県病害虫防除技術センター	防除対策指導

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大宜味村鳥獣被害対策協議会員である、大宜味村狩猟免許所持者会を実施隊と位置づけ、対策への迅速な実施のため、被害報告の受理から許可申請を実施隊で行い、村長の指名または任命により実施する。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者の責任において埋却処分を行う。
特定外来生物はその場で殺処分する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ①有害鳥獣等(イノシシ・ハシブトガラス・シロガシラ・ヒヨドリ・マングース)を駆除するだけでは抜本的な対策とはいえないため、村民一丸となった鳥獣対策を行う。
- ②各集落のゴミステーション(集積所)のカラス対策(住民が出したゴミ(残飯等))が鳥獣のえさ場とならないような対策を行う。
- ③生産者においては、放任園地の管理(落果実等の除去)指導を徹底して行う。
- ④地域住民、農家、関係機関及び近隣村との協力連携を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。